

下野市ごみ減量化計画



平成 28 年度ごみ減量化ポスターコンテスト中学校の部最優秀作品

平成 29 年度～平成 38 年度

目 次

	Page
1. 計画策定の趣旨	2
1) 計画策定の目的	2
2) 計画の位置付け	2
3) 計画の期間	2
4) 計画の基本方針	3
2. 下野市の現状	4
1) ごみ排出量	4
2) 資源物収集量、集団回収量	4
3) 資源化量	5
4) 家庭用生ごみ処理機等設置補助金	6
5) その他の減量化・資源化事業	6
3. 下野市の将来ごみ量の予測	7
4. ごみ減量化計画	8
1) 市民の減量化計画	9
2) 事業者の減量化計画	10
3) 行政の減量化計画	11
5. スケジュール	14

1. 計画策定の趣旨

1) 計画策定の目的

下野市（以下「本市」という。）のごみ処理は、平成 18 年 1 月の 3 町合併以前の処理体制を一部継続しており、平成 28 年度現在でも、南河内・国分寺地区と石橋地区で別々のごみの処理を行っている部分があります。効率的なごみ処理行政の実施やごみの減量化を推進するため、将来的にはごみ処理体制の市内統一化が必要であるため、小山広域保健衛生組合と協議中です。

本市のごみ排出量は、平成 26 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 27 年度にごみ排出量が増加し、いわゆる「リバウンド」という現象が見られました。また、ごみ排出量は将来の人口減少傾向に比例して減少傾向で推移することが予測されています。しかし、今後引き続きごみ減量化に努めなければ、ごみ処理に要する費用負担の増加が見込まれ、市民一人ひとりの負担が増加することになります。また、多量に排出されるごみは、処理・処分の過程で空気や水などに大きな負荷をかけるため、私たちの快適な生活環境を守るためにも、ごみの減量が必要です。

ごみ問題の解決に向けて、本市では「一般廃棄物処理基本計画」を平成 29 年 3 月に改定し、更なるごみの減量化・資源化の推進に向けて各種の施策を展開することとしました。この一般廃棄物処理基本計画では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を本市において実現することを最終的な目標としています。

今回策定した「ごみ減量化計画」（以下「本計画」という。）では、一般廃棄物処理基本計画の目標を実現するため、ごみ減量化のために市民・事業者・行政が行うべき具体的な行動を示すものです。

2) 計画の位置付け

本計画は、平成 24 年 3 月に策定された下野市ごみ減量化計画を踏まえ、平成 29 年 3 月に改定された一般廃棄物処理基本計画と整合を図って策定します。

3) 計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とし、この 10 年間に市民・事業者・行政が取り組むべき具体的な行動を示します。

また、本計画は、関連計画などとの整合を図りながら概ね 5 年ごと、又はごみを取り巻く状況などに大きな変動があった場合は、見直しを行います。

4) 計画の基本方針

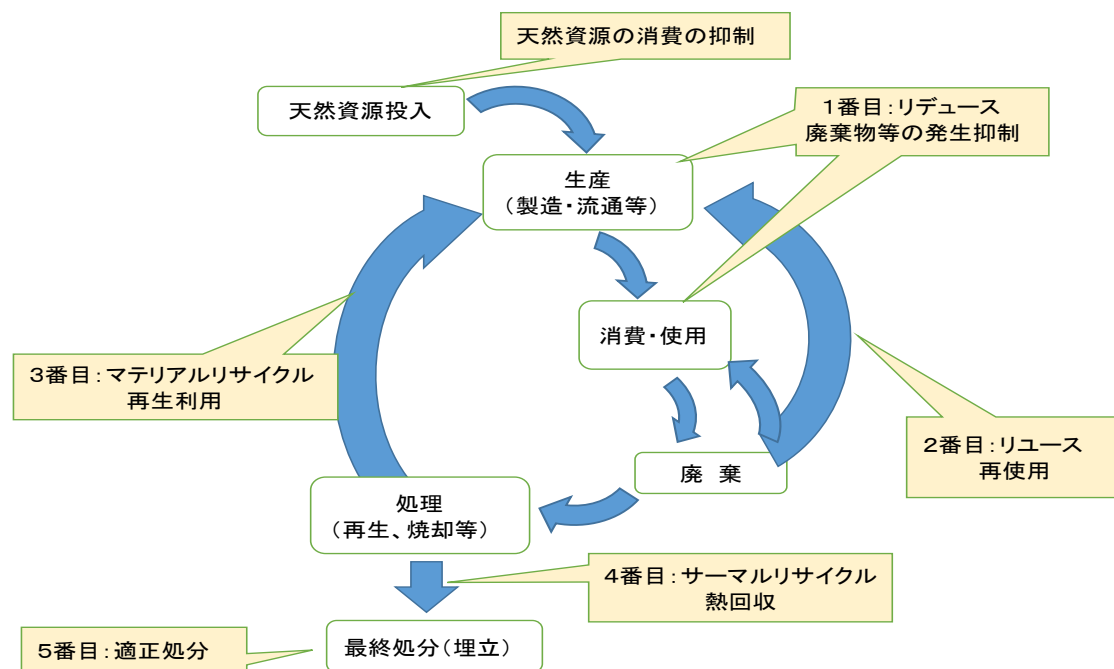
本市では、市内から排出されたごみの処理・処分を小山広域保健衛生組合と宇都宮市に委託しており、自前の処理施設や最終処分場を持っていないことから、ごみの発生・排出抑制に努めることを本計画の基本方針とします。

本市では排出前の「ごみの減量」を進めることを主題とすることで、循環型社会の形成を目指すものとします。

循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

資料 循環型社会の姿(環境省資料から)



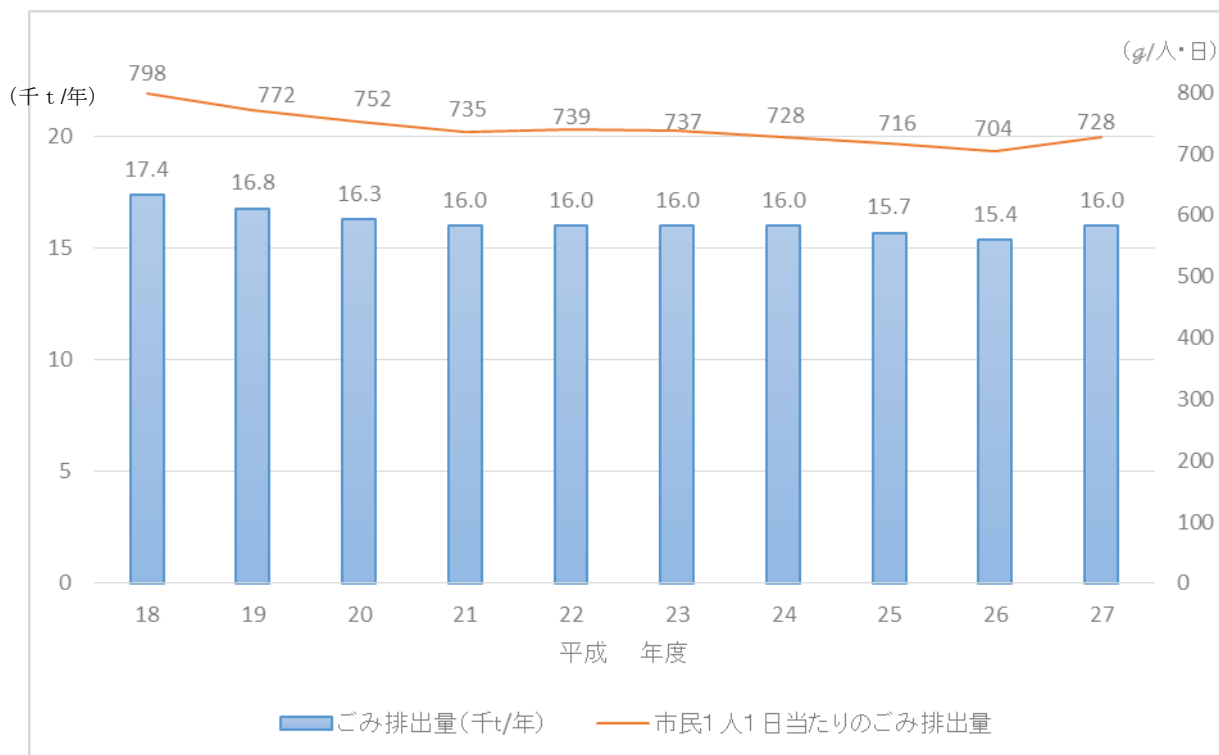
1 番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2 番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3 番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4 番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5 番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

2. 下野市の現状

1) ごみの排出量

本市からのごみ排出量(家庭系ごみと事業系ごみの合計)は減少傾向で推移していましたが、平成 27 年度におけるごみ排出量は 15,950 トン、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 728 g/人・日であり、前年度(平成 26 年度)よりも増加しており、減少傾向の中で再度増加する「リバウンド」という現象が見られました。

なお、本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、栃木県や全国と比べて低い水準にあるため、1 人 1 日当たりのごみ排出量が低い水準にあること、減少傾向で推移していくことについては、今後も維持されることが望まれます。(平成 26 年度の全国平均値：947 g/人・日、栃木県平均値：929 g/人)



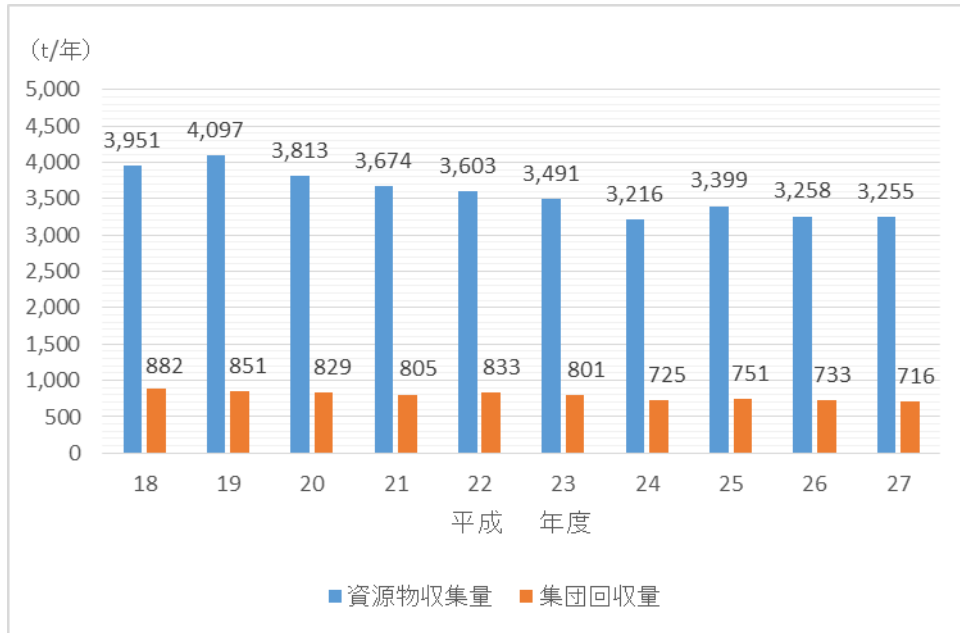
2) 資源物収集量、集団回収量

本市において、ごみのうち資源物として処分されているものについては、行政による資源物収集と地域住民・団体等による集団回収により収集されています。

平成 27 年度における資源物収集量は 3,255 トン、集団回収量は 716 トンです。

資源物収集量は、平成 20 年度以降は減少傾向で推移しています。

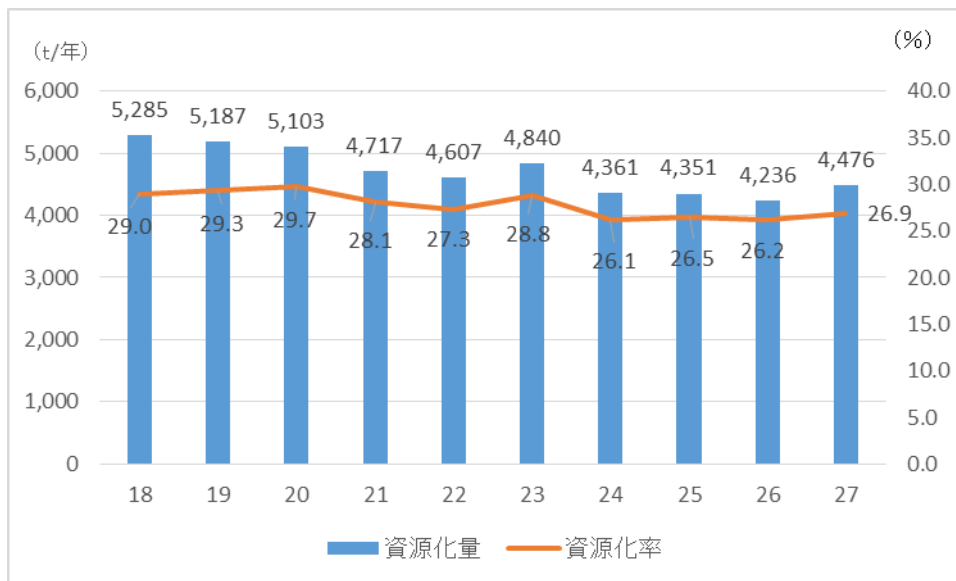
これに対し、集団回収の対象は、紙類、布類、ガラス類(びん)、金属類(缶)であり、回収量は近年 700 トン台で推移しており減少傾向にあります。本市では、集団回収の推進のため、資源回収報奨金制度に基づき、集団回収を実施している団体に報奨金を交付しています。



3) 資源化量

資源物収集及び集団回収により収集された資源物は、直接資源化、または民間業者等を通して資源化されます（資源化不適物は除外され、ごみとして処理・処分されます）。また、ごみとして収集されたものが施設処理を通して資源化されるケースもあります。これらの合計が「資源化量」です。

平成 27 年度における本市の資源化量は 4,476 トン、資源化率は 26.9%です。資源化量・資源化率は平成 24 年度以降減少傾向を示しましたが、平成 27 年度は増加しました。



注 1. 資源化量＝直接資源化量＋施設処理に伴う資源化量＋集団回収量

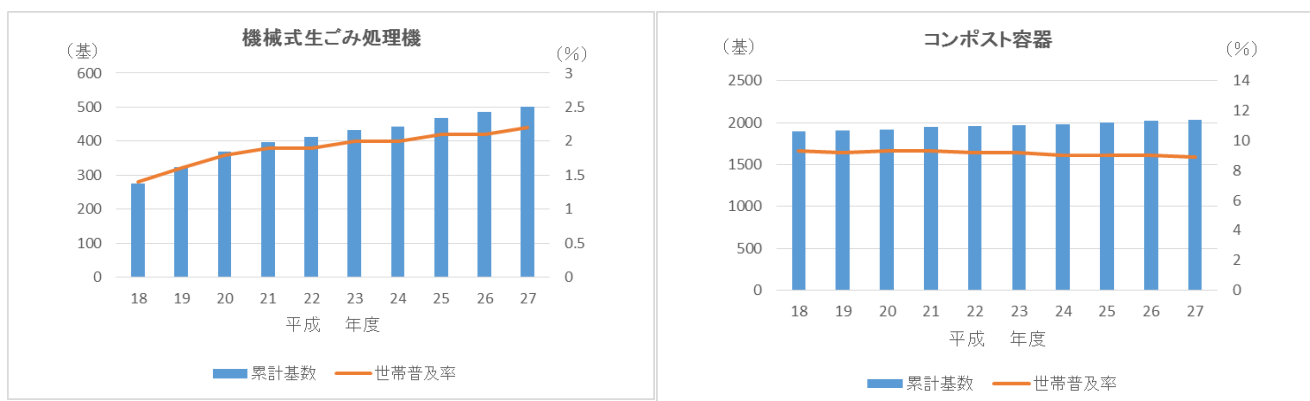
注 2. 資源化率＝資源化量÷（ごみ排出量＋集団回収量）

4) 家庭用生ごみ処理機等設置補助金

本市では、生ごみの減量・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機器等を設置した方に対して補助金を交付しています。

平成 27 年度における機械式生ごみ処理機の世帯普及率は 2.2%、コンポスト容器の世帯普及率は 8.9%であり、本市では 1 割強の世帯で生ごみ処理が行われています。

機械式生ごみ処理機の世帯普及率は増加傾向、コンポスト容器の世帯普及率は減少傾向で推移しています。



5) その他の減量化・資源化事業

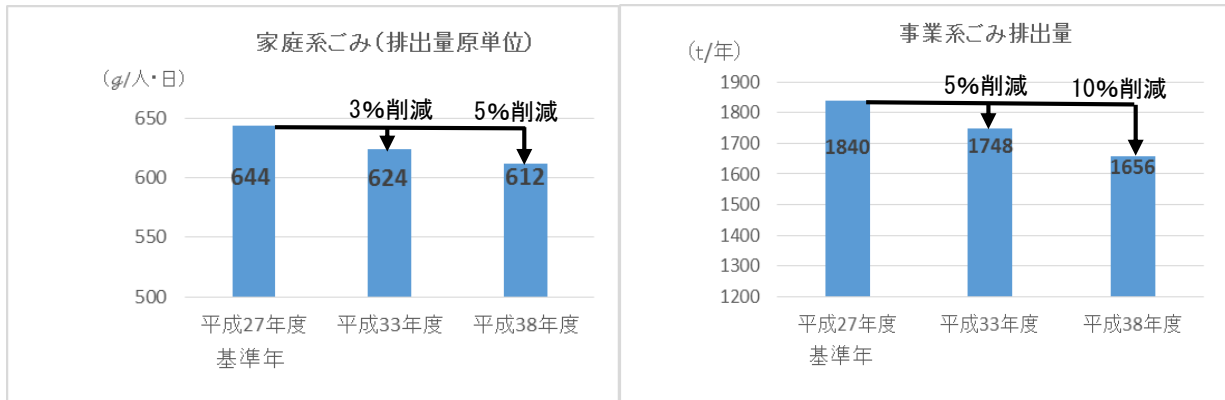
ごみの減量化・資源化の推進のためには、市民・事業者の協力が必要であることから、市の広報紙やホームページ、イベント開催時などにおいて意識啓発・広報活動を行っています。また、以下の事業を実施することで、ごみの減量化・資源化に努めています。

事業名	具体的な内容
レジ袋削減の取り組み	平成 21 年 12 月に事業者、消費者団体、市町、県の 4 者による「栃木県におけるレジ袋削減に関する協定」が締結され、本市でもレジ袋の無料配布が中止になった店舗があります。このため、市民に対して買物の際にマイバッグを持参することを呼びかけ、レジ袋削減の取り組みに理解と協力を求めています。また、食品スーパー等と協議会設置に向けて意見交換会を行っています。
不用品リサイクル事業	ごみ減量化を目的として、市民から受け付けたリサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方にその情報を提供しています。
エコ（ショップ&オフィス）認定制度	ごみ減量化・リサイクルの推進、並びに環境保全に積極的に取り組む店舗をエコショップ、事業所をエコオフィスとして認定し、広く市民に PR することで利用促進を図り、その取り組みを応援しています。
学校及び保育園の給食残渣の堆肥化	南河内・国分寺地区では、学校及び保育園の給食残渣を小山広域保健衛生組合の施設に搬入し、し尿及び浄化槽汚泥とともに堆肥化して再利用しています。

3. 下野市の将来ごみ量の予測

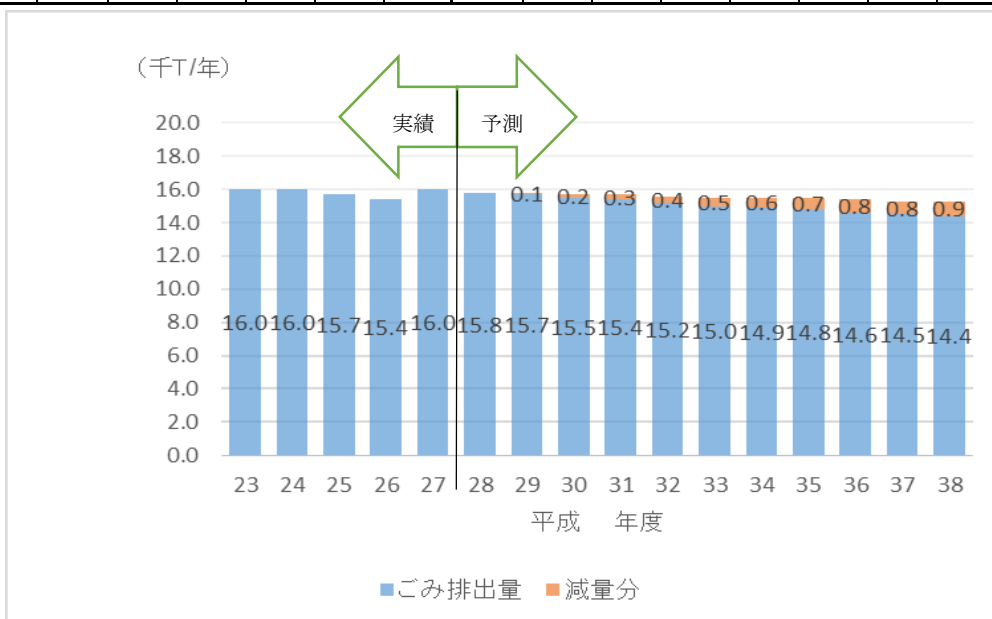
平成 29 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成 27 年度を基準年とし、家庭系ごみは、排出量の原単位（1 人 1 日当たりのごみ排出量）を対象として平成 33 年度までに 3%削減、平成 38 年度までに 5%削減を目指します。

また、事業系ごみは、排出量全体を対象として、平成 33 年度までに 5%削減、平成 38 年度までに 10%削減を目指します。



減量化・資源化施策により、目標を達成した場合の将来ごみ量を以下に示します。

	単位	実績値					予測値										
		平成 年度															
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
人口	人	59,589	60,034	60,039	60,066	59,870	59,250	59,069	58,887	58,707	58,527	58,269	58,012	57,754	57,497	57,241	56,927
ごみ排出量	t/年	16,032	15,963	15,690	15,445	15,950	15,798	15,654	15,495	15,386	15,182	15,030	14,900	14,796	14,642	14,503	14,364
家庭系ごみ排出量	t/年	14,299	14,185	13,860	13,643	14,107	13,976	13,842	13,692	13,601	13,416	13,282	13,170	13,084	12,949	12,828	12,708
事業系ごみ排出量	t/年	1,733	1,778	1,825	1,802	1,840	1,822	1,813	1,803	1,785	1,766	1,748	1,730	1,711	1,693	1,674	1,656
集団回収量	t/年	801	725	750	738	716	708	706	705	702	699	697	694	691	688	684	681

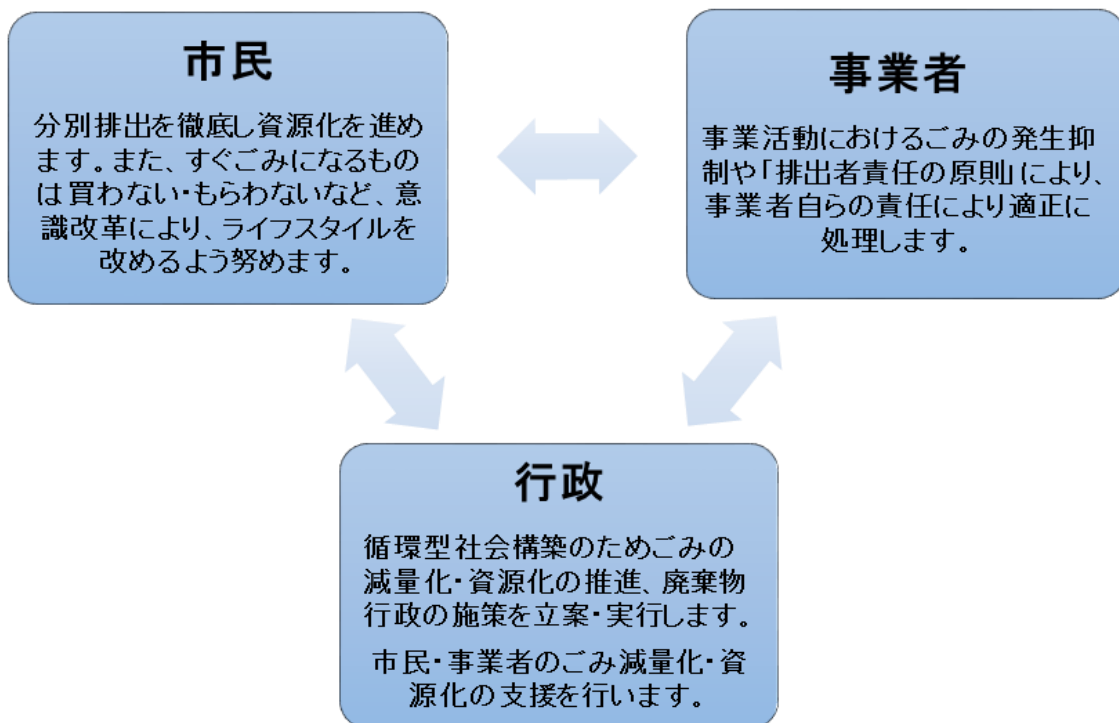


4. ごみ減量化計画

環境への負荷が少なく持続的発展が可能な循環型社会の構築には、日常生活や事業活動で必ず排出される「ごみ」の減量化に取り組まなければなりません。そのためには、現在の暮らしを環境に配慮したライフスタイルとビジネススタイルに変革することが求められています。

このためには、市民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面において、3Rに取り組み、市民・事業者・行政の協働により、各種の取組みを推進し、市全体でのごみ減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

そこで、ごみ減量化のため市民・事業者・行政が取り組むべき計画を掲げ、3者によるごみ減量化を推進していきます。



1) 市民の減量化計画

家庭では、1人が1日に排出するごみを5%減らしましょう。

1人が1日に排出するごみの5%は32グラムです。500mlのペットボトル容器約1本分となります。

3人家族では、1日約100グラム減らすことになります。

【具体的な取り組み】

① 普段の生活での取り組み

- ・常に「もったいない」という意識を持ち、無駄をなくした生活を心がけましょう。
- ・修理可能なものは修理して使うなど、ものを大切に長く使うようにしましょう。
- ・調理をするときは、食べる人数を考えて作りすぎないようにしましょう。
- ・チラシをメモ用紙にしたり、使い古したタオルをぞうきんにするなど再利用を心がけましょう。
- ・リサイクルショップやフリーマーケット、市で取り組んでいる「不用品リサイクル」などを上手に活用して、不用品をリサイクルしましょう。
- ・使い捨て商品の利用を控えましょう。ティッシュペーパーやキッチンペーパーは便利ですが、おしぼり（布巾）を使いましょう。また、紙コップ・割りばしなど使い捨て商品の利用はできるだけ控えましょう。

② 買い物のときの取り組み

- ・市のエコショップなど、環境問題やごみ問題に積極的な店舗の利用を心がけ、店頭回収や環境にやさしい商品を扱っている店舗を利用しましょう。
- ・マイバックを持参して、レジ袋を受け取らないようにしましょう。
- ・過剰な包装や本のカバー袋などは店頭で断りましょう。また、贈答品も簡易包装に心がけましょう。
- ・不要な景品は断りましょう。サービスしてくれるおまけは、必要がなければその場で断りもらわないようにしましょう。
- ・使い捨ての製品の購入は控え、長く使えるものや繰り返し使用できる製品詰め替え商品を購入しましょう。
- ・まとめ買いの時は、必要なものをリストアップして必要なものだけ購入しましょう。
- ・再生品やエコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- ・一時的な使用や一定期間での使用に際しては、レンタルショップを活用しましょう。

③ごみ出しのときの取り組み

- 生ごみは、水切り容器、ネット、穴あきのポリ袋等を利用して、生ごみの水切りをしましょう。また、ごみとして出す前にひと絞りして水切りを徹底しましょう。
- 市の資源物収集に出す前に、地域の集団回収に協力しましょう。(重量に応じて報奨金が交付されます。)また、スーパーの店頭回収、使用済製品の販売店回収などを利用しましょう。
- 資源物は、区分毎にきちんと分別して出しましょう。また、小型家電は、市役所等の拠点回収所に出しましょう。
- ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。「行政カレンダー」の「家庭ごみの正しい分け方出し方」で確認してみましょう。
- 補助金を活用して家庭用生ごみ処理機器等を導入し、生ごみの減量化・資源化を推進しましょう。

2) 事業者の減量化計画

事業所では、1日に排出するごみを10%減らしましょう。

【具体的な取り組み】

①事業活動全般での取り組み

- 事業所のごみの排出状況・処理状況などを把握し、具体的な減量化・資源化計画を立てましょう。どのようなごみが発生しているのか、どのように処理されているのか確認し減量できるもの、資源化できるものを調べ、減量化・資源化を実施しましょう。
- 廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る具体的な目標を設定しましょう。
- 事業所におけるごみ減量化・資源化推進の責任者を決めましょう。また、ごみ減量化・資源化に取り組むチームを組織しましょう。
- 従業者に対するごみ減量化・資源化のための環境教育を行いましょう。
- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、ごみの排出抑制に努めましょう。
- 事業所内に「リサイクルボックス」を設置するなどして、ごみの分別徹底による資源化を推進しましょう。
- できる限りごみを出さない事業活動の実践を目指しましょう。
- 事業を実施する際には、実施する前の計画の段階でごみ減量のための事前評価を行い、ごみの排出抑制に努めましょう。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入に努めましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者責任の原則に従い、適切に処理しましょう。
- 市のエコショップ、エコオフィス認定制度に積極的に参加・登録しましょう。

②製造業者の取り組み

- ・原材料は、再生資源など環境への負荷が少ないものを優先的に使用しましょう。
- ・製品の長寿命化や修理体制の構築、アフターサービスの充実などに努めましょう。
- ・使用済製品の回収体制の整備を進めましょう。
- ・リサイクルしやすい製品の開発を進めましょう。
- ・回収した製品の部品の再使用などを進めましょう。
- ・通い箱などを利用し、運搬資材や梱包材の削減を進めましょう。
- ・事業活動に伴い発生したごみについては、減量化・資源化の推進と併せて適正な処理・処分にも配慮しましょう。

③販売店・飲食店での取り組み

- ・マイバック運動やレジ袋削減キャンペーンなどに積極的に参加しましょう。
- ・販売時の包装はできるだけ簡素化しましょう。包装の簡素化に向けて、マイバック持参の呼びかけを行うなど、利用者の理解と協力を求めましょう。
- ・トレイを使用しない量り売り・ばら売りなどの普及に努め、過剰包装の自粛に取り組みましょう。
- ・再生品や詰め替え商品、エコマーク商品など環境に配慮した商品（環境への負荷の少ない商品、再使用・再生利用可能な商品など）の販売に努めましょう。販売の際には、わかりやすい説明表示などを心がけましょう。
- ・白色トレイや紙パックなどの容器包装類の店頭回収で、リサイクルの推進に努めましょう。
- ・リユース箸での食品提供に努めましょう。

3) 行政の減量化計画

【具体的な取り組み】

①市民・事業者がごみ減量化・資源化に取り組むための仕組みづくり

○啓発活動の推進とごみ減量化計画のPR

市内で発生するごみ量等の情報提供や、ごみ減量化計画をPRし、市民や事業者のごみに対する関心を高めごみ減量化を促進します。

- ・広報紙、市のホームページ、ごみ分別アプリの活用
- ・自治会等と連携した講座や説明会
- ・転入者に対する行政カレンダーの配付
- ・各種イベント等で市民・事業者にごみ減量・リサイクル促進についての啓発
- ・ごみ減量化ポスターコンテストの実施

○環境教育の推進

市民一人ひとりがごみ問題に関心を持つよう、学校や地域での出前講座を実施します。ま

た、関係者間のごみ処理に関する情報共有やコミュニケーションを推進します。

- ・施設見学会や説明会の開催
- ・市民や事業者に対する学習会、出前講座の開催
- ・小中学生に対する学校での出前教室（環境学習）など

○分別排出の徹底

ごみ・資源物の分別排出の徹底のため、分かりやすい行政カレンダー（ごみカレンダー）、ごみのルールブック（分別早見表）の配付や、ごみ分別アプリを提供します。

事業者に対しては、直接あるいは収集運搬許可業者を通じ、ごみの搬入時に分別排出の徹底を指導します。

- ・行政カレンダー、ごみのルールブック（分別早見表）の作成や、ごみ分別アプリの提供による家庭系ごみの分別排出の徹底
- ・ごみの搬入時の指導による事業系ごみの分別排出の徹底など

○集団回収の推進

集団回収の推進により、ごみの減量化・資源化を推進します。

- ・市の資源回収運動に協力した団体への報奨金の交付の継続
- ・広報紙、市のホームページの活用による資源回収報奨金制度のPR
- ・団体同士、団体と回収業者、団体と行政の連携強化による支援体制の強化
- ・活動団体や活動状況の紹介による事業PRなど

○生ごみの減量化の推進

生ごみの減量化による排出抑制に向けて、家庭用生ごみ処理機等の設置などの取り組みを推進します。

- ・家庭用生ごみ処理機等設置補助金制度の市民への周知

○事業者への指導

排出者責任の原則を徹底させ、事業者の自己責任によるごみ処理や適正分別による資源化を推進します。

- ・多量排出事業者へのごみ減量化・資源化の指導
- ・事業系古紙の資源化に向けた指導、古紙回収業者の紹介
- ・小規模事業所に対する適正排出の指導、巡回パトロールの実施など

○事業所との連携によるごみの減量化・資源化の推進

小売店等との連携により、マイバッグ運動等を推進しごみ減量化を推進します。

- ・マイバッグ運動、レジ袋削減キャンペーンの実施
- ・エコショップ、エコオフィスの紹介による市民へのPRと利用促進

- ・店頭回収の利用促進PR

○再使用・再利用の推進に向けた各種の情報提供

ごみとして出す前に、再使用・再利用ができないか検討できるよう、各種の情報提供に努めます。

- ・「不用品リサイクル制度」に基づく市のホームページや広報紙での不用品リサイクル情報の提供

②行政自身のごみ減量化・資源化の取り組み

○市の施設、市の事業からのごみの減量化・資源化

庁舎等の市の施設や市が主催する行事等でのごみの減量化・資源化に努めます。また、市職員一人ひとりが市民や事業者の模範となるよう、ごみの減量化・資源化に率先して取り組みます。

- ・用紙類の分別徹底による資源化の推進
- ・書類の両面印刷の徹底による使用量削減
- ・庁舎内や市の事業での3Rの推進
- ・庁舎内や市の施設内での資源物の分別徹底
- ・リユース食器利用促進事業の推進

○再生品の利用推進

リサイクルの推進のために最も大切なことは、再生品の利用先の確保より、「リサイクルの輪」を完成させることです。また、この上で再生品の需要を拡大することが望まれます。このため、市が率先して再生品の利用推進を図るものとします。

- ・グリーン購入の推進によるリサイクル製品やエコマーク商品などの率先使用
- ・再生紙を原料とするOA用紙、紙製品、トイレットペーパー等の使用
- ・印刷物の発注に際しての古紙配合率の高い用紙の使用
- ・業務を進める上で適正な量の製品の購入
- ・詰め替え可能な製品の購入
- ・長期使用が可能な製品の購入
- ・簡易包装された商品の購入
- ・ごみとして出した後でリサイクルしやすい製品の購入など

5. スケジュール

行政の減量化計画 10年間のスケジュール

実施項目	計画期間										
	平成 年度										
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
○ごみ減量化計画のPRと実践	→										
○イベント参加による減量化推進	→										
○不用品リサイクルの推進	→										
○マイバッグの推進	→										
○生ごみ処理機の普及促進	→										
○集団回収の推進	→										
○エコショップ&オフィスの加入促進	→										
○エコショップ&オフィスの加入促進	→										
○エコキャップ回収の促進	→										
○分別早見表の作成	→					→					
○事業系ごみ排出調査	→										
○事業系ごみの適正排出指導(小規模事業所)	→										
○ごみ減量化出前講座(小中学校含む)	→										
○ごみ処理施設見学会	→										
○ごみ減量化ポスターコンテスト(小中学生)	→										
○リユース食器利用促進事業の推進	→										
○庁舎内のごみ減量化・資源化	→										

下野市 市民生活部 環境課

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地
TEL0285-32-8898 FAX0285-32-8609
E-Mail kankyou@city.shimotsuke.lg.jp